

平成29年第12回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 平成29年12月25日（月）午後3時00分

2 閉 会 日 時 平成29年12月25日（月）午後3時30分

3 場 所 小国町役場3階 庁議室

4 出席した委員	1 番 大 谷 健 人	5 番 安 部 茂
	2 番 小 嶋 剛	6 番 伊 藤 実 千 昌
	3 番 舟 山 秋 子	7 番 横 山 信 一
	4 番 川 崎 吉 巳	

5 出席した職員

事務局長	齋 藤 勉
事務局次長	渡 辺 久 光
農地調整係長	加 藤 智香子
書 記	舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（所有権移転）

議第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）

議第22号 小国農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について

議第23号 小国町農用地利用配分計画案に対する意見決定について

報 第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。

ただいまから平成29年第12回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、5番委員、6番委員の両名にお願いいたします。

議 長 それでは、議第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。
議第20号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、番号1から番号3まで、調査委員から報告をお願いします。

1番委員 調査報告をします。1件目につきましては、■■■■さんと■■■■さんに、18日に聞き取りを行いました。■■さんに聞いたところ、年齢もあり、機械の更新をしながら作付けを維持していくのは困難なため、手放すことにしたそうです。また、■■さんに聞いたところ、自分の耕作している田と隣接している土地であり、以前から話をしていたとのことでした。雪のため現地確認に行くことは出来ませんでしたが、農地パトロールの際や普段から見る場所のため把握はしています。以上のことから所有権の移転に問題がないと判断しました。

2件目について、代理人の■■■■さんと■■■■さんから、18日に聞き取りを行いました。■■さんに聞いたところ、■■さん個人名義の農地を相続して耕作できる者がいないため、移転をしたいとのことでした。■■さんに聞いたところ、年齢もあり1度は断りましたが、他に耕作できるものもないということで、今まで耕作してきているということから、子供の協力も得ながら取り組むとのことでした。こちらも雪のため現地確認に行くことは出来ません

議長　ご質問がありましたらご発言をお願いします。
ごさいませんか。

無いようですので、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第20号番号1から番号3について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

異議無いようでございますので、議第20号、番号1から番号3について、申請どおり許可することにいたします。

事務局 (説明)

2 番委員 譲り渡し人が遠方に居るということで、1 2 月 1 3 日に井上推進委員と全権依頼している行政書士の方との 3 人での現地調査となりました。当日は雪があったわけですが、場所としては小国の■■■のところから入り、幹線道路に抜ける道の■■■■■■■■■■の向かいの 6 2 2 平米ということでありました。雪の上からの確認でしたけれども、回りは全て住宅が建ち、その部分だけ地目は畑となっています。夏の雪の降る前に写真撮影をしており、そちらを確認したところ草が少し生えていて、少し整地すれば問題ない土地です。道路に面して反対側は■■■■■■■■■■が立っており、両脇に住宅があります。住宅を建築するという譲受人の話のもと確認しましたが、特段問題は無いと思われます。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

とくにございませんか。

無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第21号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を付して県に進達することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第21号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を付して県に進達することにいたします。

議 長 次に議第22号「小国農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

6番委員 調査の依頼がありました農地法5条の申請であります。今回依頼の農地につきましては、金委員と下見をしておりましたので、その部分についてお話ししたいと思います。

立会いについては7月頃、現地で金委員とともに行っております。それを踏まえまして12月22日に、■■■■氏の子供であります■■■■さんと、■■■■の代理人の■■■■さんに現場で連絡をいたしたところでございます。

申請地は■■■■■を下流に農道を下った一番端に位置しております。■■■■の■■■■■■■■■■に隣接しておりました。■■氏によりますと、現地は30年ほど前から作付けをやめ、それ以来耕作をしていないそうです。現状は山林のようになっており、今後も作付けの意志はないということでした。■■■のほうに譲渡の依頼をし、了解を受けて申請に及んだ農地とのことです。担当者の■■■さんによりますと、土地の取得後は部落等の骨材置き場に利用したいとすることで、利用にあたり排水路への影響を避けるために水路の入れ替えを計画しているところですが、すぐ着工というわけには行かないとのことでした。農地の取得後は農道からの大型機械の乗り入れ等は行わないようにすると申しておりました。

以上のような聞き取りから農地の位置、耕作停止期間、また周囲への影響配慮がなされているものとし報告いたします。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

無いようでございますのでこれで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第 22 号について、申請どおり計画変更に異議がない旨を回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いものと認め、議第 22 号について、申請どおり計画変更に異議がない旨を回答することといたします。

議 長 次に議第 23 号「小国町農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。議第 23 号について、事務局に説明を求めます

事 務 局 (報告)

議 長 それでは、審議のため、ここで暫時休憩いたします。
再開は 3 時 27 分といたします。

(休憩)

それでは再開いたします。

第 23 号について、質問、ご意見などがありましたらご発言をお願いします。

無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第 23 号について、原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第 23 号について、原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することにいたします。

議 長 次に報第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 次にその他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第12回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦労様でした。

(午後3時30分)